様式第３号（第２条第４項関係）

光ファイバ心線賃貸借契約書

　八頭町（以下「甲」という。）と　　　　（以下「乙」という。）とは、光ファイバ心線の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（賃貸借する物件）

第１条　甲は、乙に別記の物件（以下「物件」という。）を賃貸し、乙はこれを貸借するものとする。

（物件の使用）

第２条　物件の使用目的は次のとおりとする。

（賃貸借期間）

第３条　貸付期間は、　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日までとする。

２　甲及び乙が期間満了の３０日前までに、更新しない旨を書面により合意した場合を除き、翌年度は同一条件で１年間更新されるものとし、以降も同様とする。ただし、甲が承認した日（様式第１号の５の起算日）から１０年間を経過した後は、甲は６カ月前までに乙に通告すれば、乙の同意なく更新を拒否することができる。

（賃貸借料）

第４条　乙は、物件の年額の賃貸借料として別表に掲げる額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を甲に納入するものとする。ただし、年度の途中において、物件の貸付けの開始又は終了する場合は、月割計算（１月未満は１月とする）するものとする。

２　乙は、物件を借り受ける年度分の貸付料を、甲の発行する納入通知書により、甲の定める期限までに納付しなければならない。

３　貸付料は、すでに納めたものは返還しない。ただし、第８条第１項に定める場合で、かつ、甲の責めに帰す事由による場合にはこの限りではない。

４　乙は、第２項の納付期限までに貸付料を納入しなかったときは、遅延日数に応じて、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した違約金を甲に支払わなければならない。

（契約保証金）

第５条　契約保証金は免除する。

（接続工事等及びその費用）

第６条　乙は、物件の使用に関し必要となるクロージャ等への接続工事をする場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

２　前項の接続工事及び中継装置、伝送機器、クロージャ等の設置に要する費用は乙の負担とする。

３　乙は、物件に接続しようとする場合は、甲が指定したクロージャ等から物件に接続しなければならない。

（使用開始日）

第７条　乙は、物件の使用を開始する日を、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（管理）

第８条　乙は、善良な管理者の注意をもって物件を使用するものとする。

２　乙は、物件の障害又は滅失等の損害（以下「障害等」という。）が発生したことを知ったときは、速やかに甲に連絡しなければならない。

３　甲は障害等が発生したことを知ったとき又は前項の規定による連絡を受けたときは、速やかに当該障害等への対応について乙と協議の上、その復旧に努めるものとする。

４　乙は、前項の復旧について、甲に全面的に協力するものとする。

（使用の一時中止等）

第９条　甲は、次のいずれかに該当すると認めた場合には、乙に物件の使用を一時中止させることができる。

1. 天災地変その他不可抗力によりやむを得ない場合
2. 道路工事等により物件を移転する場合
3. その他やむを得ない場合

２　甲は、前項の規定により乙に物件の使用を一時中止させる場合には、乙にその旨を通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

３　乙は、自己の都合により物件の使用を一時中止する場合には、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。

（守秘義務）

第１０条　甲及び乙は、物件の賃貸借に当たって知り得た相手方の秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、法令上必要とされているとき又は相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（転貸の禁止）

第１１条　乙は、甲から書面による承諾を得た場合を除き、物件の賃貸借の権利を第三者に転貸してはならない。

（原形の変更禁止）

第１２条　乙は、甲の承諾なくして物件の原形を変えることができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

２　前項ただし書きにより原形を変えたときは、返還に際し原則として原形に復するものとする。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（損害の賠償等）

第１３条　乙は、自己の故意又は過失により障害等が発生したときは、その損害について甲の求める損害賠償に応じなければならない。

２　乙は、契約の定めにより、使用の一時中止又は契約の解除がなされた場合、その事由、名目等の如何にかかわらず、甲に対して営業補償費、移転料、立退料その他これに類するものを一切請求することはできない。

３　乙は、物件の使用に起因して、第三者との間で紛争を生じた場合は、自己の費用と責任において解決するものとし、甲にその賠償を請求してはならない。

（契約の解除）

第１４条　甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

1. 契約の円滑な履行が困難になったとき。
2. この契約に違反したとき。
3. 監督官庁から営業の取消し又は停止を命じられたとき。
4. 破産手続、民事再生手続、会社更生手続の開始、会社整理の申し立てを受け、又はこれらの申し立てを自ら行ったとき。

２　前各号によって契約を解除したことにより生じた借受者の損害は、甲はその責を負わないものとする。

（調査）

第１５条　甲は、必要の都度物件の使用の状況等について、乙に調書を提出させ、あるいは職員をして実地に調査することができるものとする。

（契約外の協議）

第１６条　物件の賃貸借に関し、この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じたときは、その都度甲・乙協議の上決定するものとする。

　上記契約の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有するものとする。

　　年　　月　　日

甲　鳥取県八頭郡八頭町郡家493

　　八頭町

　　八頭町長

乙

（別記）

物　件

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 始点 | 終点 | 心線番号 | 心線数 | 長さ（ｍ） |
|  |  |  |  |  |

（別表）

|  |
| --- |
| 賃貸借料 |
| ○○○○○円／年 |